

商品概要説明書 (積立式定期貯金＜満期型＞)

(令和元年10月1日現在)

商 品 名	◇ 積立式定期貯金＜満期型＞
ご利用いただける方	◇ 個人および法人（団体を含む。）
期 間 (積立期間) (据置期間)	◇ 6 か月以上 10 年以下 ◇ 1 か月以上 3 年以下
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	◇ 自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入 れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ◇ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ◇ 1 回あたり 1,000 円以上 ◇ 1 円単位
払戻方法	◇ 満期日以後に一括して払い戻します。 ◇ 一部支払、明細支払および概算金支払ができます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手 方法	(個人) ◇ 各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、預入日か ら満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型 ＞の約定利率を適用します。 ◇ なお、満期日前1年ごとの応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預 入されている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定 定期貯金の約定利率を適用します。 (法人) ◇ 各分割預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞の約定利率を適用します。 ◇ 満期日以後に一括して支払います。 (個人) ◇ 期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1 年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞の計算方法を適用しま す。 (法人) ◇ スーパー定期貯金＜単利型＞の計算方法を適用します。 ◇ 個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお 客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ◇ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	◇ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱い ができます。
中途解約時の取扱い	◇ 満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	◇ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の 2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）までお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる 事項	◇ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融事業部 金融推進課	082-831-5919
ひろしま	信用推進部 信用推進課	082-422-2173
広島ゆたか	信用部 金融課	0823-66-3710
尾道市	金融共済部 金融課	0848-23-3323
福山市	金融共済部 貯金課	084-924-2212
広島信連	J Aバンク指導部 事務指導課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600